



農林水産省は、平成26年産米のナラシ対策の発動基準となる標準的収入額（10a当たり）を、平成26年5月22日に告示したところですが、ナラシ対策に加入されている農業者の皆様の参考となるよう、標準的収入額（10a当たり）から試算した「標準的収入額の相対取引価格換算値」（包装代、消費税、流通経費を含む。）を9月26日（金）に農林水産省ホームページにて公表しました。（下記URL参照）

ご覧の際は公表ページに添付されている「平成26年産米の相対取引価格換算値を参考にするに当たっての注意点」等をよくお読みいただき、農業経営にお役立てください。

また、代表的な産地品種銘柄についての平成26年産米のナラシ対策の減収補てんのイメージ図及び平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況（平成26年7月31日現在）を公表したので、併せてご覧下さい。

■ 平成26年産米の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の「標準的収入額の相対取引価格換算値」の公表について

[http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/keiei/140926\\_2.html](http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/keiei/140926_2.html)

■ 平成26年産米のナラシ対策の減収補てんのイメージ図

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/narashi.html>

■ 平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況（平成26年7月31日現在）

<http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/antei/140926.html>

■ 平成26年産に係る収入減少影響緩和交付金の交付に関する告示（5月22日）

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/seido\\_suikai/law/kokuji\\_26\\_narashi.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_suikai/law/kokuji_26_narashi.html)

■ お問い合わせ先

経営局 経営政策課 経営安定対策室 （TEL：03-6744-2147）

～第2回攻めの農林水産業実行本部における全国の先進事例の紹介について～

平成26年9月25日（木）に「第2回攻めの農林水産業実行本部及び地方農政局長・森林管理局长等会議」が開催され、全国の先進事例が紹介されました。取組内容は多岐に渡りますが、全部で112事例が紹介されています。皆さんの経営においても参考にさせていただけるものもあると思いますので、是非ご参照下さい。

■ 現場の先進事例（第2回攻めの農林水産業実行本部資料）

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/jikou\\_honbu/index\\_sensin\\_jirei.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/jikou_honbu/index_sensin_jirei.html)

■ 攻めの農林水産業実行本部

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/jikou\\_honbu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/jikou_honbu/index.html)

■ お問い合わせ先

農林水産省大臣官房政策課 （担当：近藤、宮嶋、藤本）

◆◆◆事業の活用◆◆◆

～「無利子」「実質無担保・無保証人」の青年等就農資金が本格スタート！～

就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手支援ができるように、従来、都道府県が取り扱っていた「就農支援資金」が、内容を拡充し、日本公庫が取り扱う「青年等就農資金」として本年度新設されました。今月末には市町村での認定手続きの体制整備が完了することから、本格的にスタートします。

《制度拡充のポイント》

- 個人だけでなく、法人でもご利用可能に。
- 農業経営開始後であっても、経営開始から5年間は青年等就農計画の申請及び借入が可能（認定農業者は除く）。
- 長期運転資金は借入対象時期を初年度のみから5年間の計画期間中に拡大。
- 融資対象以外の担保や保証人は原則不要。（基金協会の保証がない場合含む）

《対象者》

- 新たに農業経営を開始する青年等（農業経営を開始して5年以内の者を含みます。）

※こんな場合にもご利用いただけます。

- 例① 農家子弟が親の経営から独立して、新たに農業経営を開始する場合
- 例② 法人の従業員や研修生が独立して、新たに農業経営を開始する場合
- 例③ 仲間と法人を立ち上げて、新たに農業経営を開始する場合

■ 日本政策金融公庫ホームページリンク

青年等就農資金のご利用条件等について

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html>

■ お問い合わせ先

最寄りの農林水産省地方農政局経営支援課、都道府県、市町村の農業担当部  
又は

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進グループ

（担当：坂本・上田） TEL 03-3502-6469

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部 融資企画部 就農支援グループ

（担当：西山・保坂） TEL 03-3270-4112

◆◆◆担い手のための耳寄り情報◆◆◆

～根こぶ病と黄化病に強く、品質に優れたハクサイ品種「あきめき」～



→ [http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/index.html#ninaite](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html#ninaite)

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ [http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_hyousyou/hyousyou\\_merumaga.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html)

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

